

株式会社トーモク

第87期報告書

証券コード 3946

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

TOMOKU

Packaging Innovation

■目次

株主の皆様へ	1
事業報告	2
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31
トーモクネットワーク	37



電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第87期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）のご報告にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日本経済は、雇用・所得環境の改善の動きが続く中、個人消費には持ち直しの動きがみられ、緩やかに回復しました。一方、米国の通商政策の影響や物価上昇など、景気を下押しするリスクに留意が必要な状況が続きました。

段ボールの国内需要は、加工食品向けや青果物向けの減少を主因に、前年を僅かに下回りました。当社グループの国内段ボール部門では、販売量は主力とする加工食品向けが減少し前年を下回りました。一方、販売価格は製品価格改定の効果で上昇しました。

国内の住宅市場では、省エネ基準適合義務化前の駆け込み需要の反動減、及び建築費等上昇の影響で、新設住宅着工戸数は二桁の大幅減となりました。当社グループの住宅部門では、(株)スウェーデンハウスは販売棟数が前年を下回りました。(株)玉善では販売棟数は減少しましたが、リフォーム件数が前年を上回りました。また、両社ともに上昇した建築費の販売価格への反映を実施し、利益率の改善に取り組みました。

物流業界では、国内貨物総輸送量は4年連続のマイナスとなりました。

当社グループの運輸倉庫部門は、昨年稼働した大手小売業様向け物流センターの取扱いの通年化や飲料関連貨物の新規拠点開設により取扱量が増加しました。2024年問題の影響で集車コストが増加しましたが、物流コスト適正化交渉、および輸送効率の向上に取り組みました。

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気の緩やかな回復を支えることが期待されます。ただし、中東情勢の影響や、金融資本市場の変動、米国の通商政策をめぐる動向など、景気を下押しするリスクに注意する必要があります。

このような状況下、当社グループは第三次中期経営計画の初年度をむかえ、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。2026年3月期の期末配当金につきましては、株主の皆様へ安定した配当を実施する方針に基づき、2026年5月15日開催の取締役会において1株につき65円とし、支払日を2026年6月8日とすることを決議しました。

次期の配当金につきましては、中間配当金1株当たり85円と合わせまして、年間配当金は1株当たり170円を予定しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解をいただき、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月



代表取締役社長執行役員 中橋光男

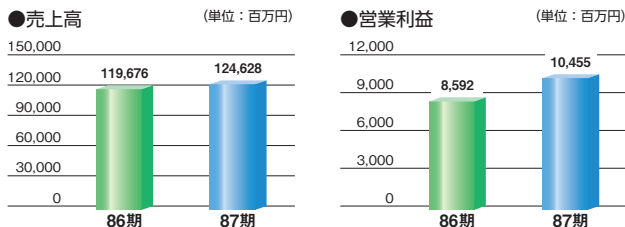
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

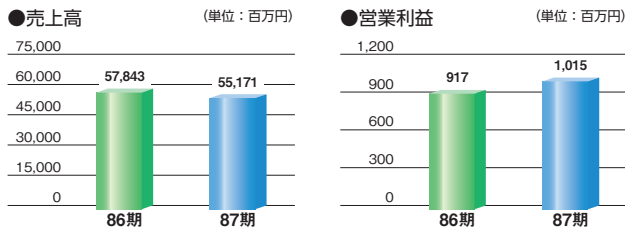
当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善の動きが続く中、個人消費には持ち直しの動きがみられ、緩やかに回復しました。一方、米国の通商政策の影響や物価上昇など、景気を下押しするリスクに留意が必要な状況が続きました。

このような状況の下、当社グループは第二次中期経営計画の最終年度をむかえ、企業価値の向上に取り組んでまいりました。その結果、連結売上高は224,090百万円（前期比2.0%増）、連結営業利益は11,378百万円（同21.6%増）、連結経常利益は11,445百万円（同21.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,361百万円（同13.1%増）となりました。

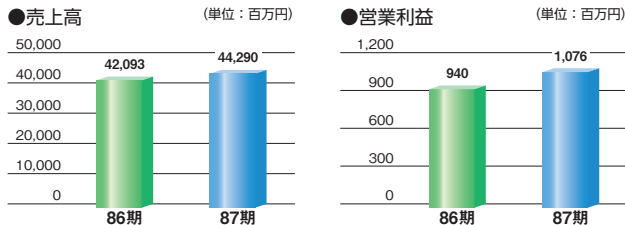
段ボール



住宅



運輸倉庫



段ボール

売上高 1,246億28百万円 (前期比4.1%増)
営業利益 104億55百万円 (同21.7%増)

売上高構成比
55.6%



段ボールの国内需要は、加工食品向けや青果物向けの減少を主因に、前年を僅かに下回りました。

当社グループの国内段ボール部門では、販売量は主力とする加工食品向けが減少し前年を下回りました。一方、販売価格は製品価格改定の効果で上昇しました。



タイヨー(株) 新工場

段ボール工場では、九州工場で加工機を最新鋭の高速印刷機に更新し生産能力が大幅に増強しました。各工場で近年の猛暑対策として空調設備・冷風機の増設・更新を行い環境面での整備を実施しました。

連結子会社であるタイヨー(株)が神奈川県伊勢原市に工場を移転、2026年1月より最新鋭の工場が稼働し、神奈川県での安定した生産・供給体制を構築しました。また、2025年3月には体感型の安全研修センターを新設し、11種の装置・設備を設置して危険体感研修を実施することで、労働安全衛生の体制強化を図りました。

海外段ボール部門では、販売量はベトナム子会社で若干増加しましたが、米国子会社が通商政策等による需要減少の影響があり、海外合計で前年を下回りました。

その結果、段ボール部門の売上高は124,628百万円(前期比4.1%増)、営業利益は10,455百万円(同21.7%増)となりました。

住宅

売上高 551億71百万円 (前期比4.6%減)

営業利益 10億15百万円 (同10.6%増)

売上高構成比

24.6%



国内の住宅市場では、省エネ基準適合義務化前の駆け込み需要の反動減、及び建築費等上昇の影響で、新設住宅着工戸数は二桁の大幅減となりました。

当社グループの住宅部門では、(株)スウェーデンハウスは販売棟数が前年を下回りました。(株)玉善では販売棟数は減少しましたが、リフォーム件数が前年を上回りました。また、両社ともに上昇した建築費の販売価格への反映を実施し、利益率の改善に取り組みました。

(株)スウェーデンハウスは2025年7月1日付で子会社の(株)スウェーデンハウスイフォームを吸収合併し、新築からリフォームまでワンストップでサービスを提供する体制を構築しました。また、お客様満足度が高く評価され「オリコン顧客満足度®調査 ハウスメーカー 注文住宅」ランキングで12年連続総合第1位を受賞しました。

その結果、住宅部門の売上高は55,171百万円(前期比4.6%減)、営業利益は1,015百万円(同10.6%増)となりました。



(株)スウェーデンハウス 松戸モデルハウス

運輸倉庫

売上高 442億90百万円 (前期比5.2%増)

営業利益 10億76百万円 (同14.4%増)

売上高構成比

19.8%



物流業界では、国内貨物総輸送量は4年連続のマイナスとなりました。

当社グループの運輸倉庫部門は、昨年稼働した大手小売業様向け物流センターの取扱いの通年化や飲料関連貨物の新規拠点開設により取扱量が増加しました。2024年問題の影響で集車コストが増加しましたが、物流コスト適正化交渉、および輸送効率の向上に取り組みました。

その結果、運輸倉庫部門の売上高は44,290百万円(前期比5.2%増)、営業利益は1,076百万円(同14.4%増)となりました。



(株)トウコン TLP群馬

(2) 設備投資の状況

当期において実施しました企業集団の設備投資の総額は10,872百万円でありました。主な設備投資は、タイヨー(株)の移設、サウスランドボックス社の増設並びに品質の向上を目的とした設備の更新であります。

(3) 資金調達の状況

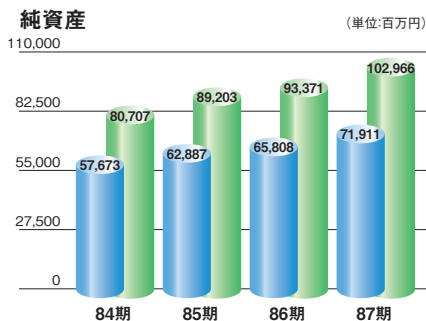
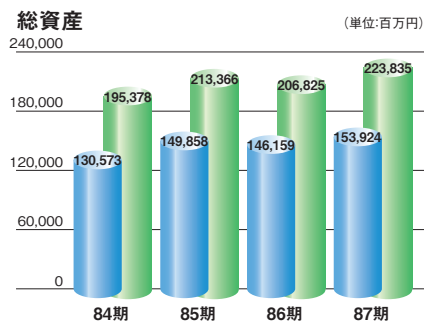
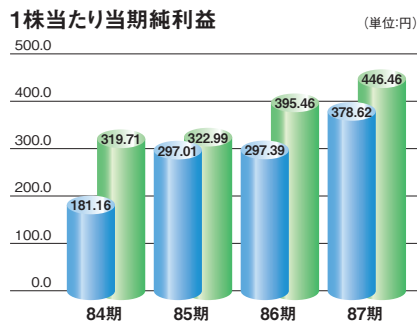
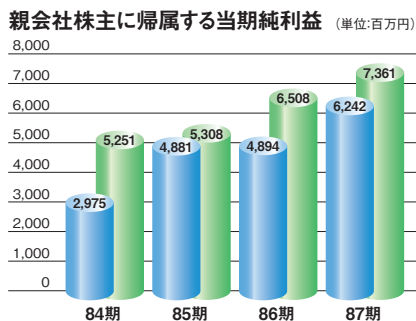
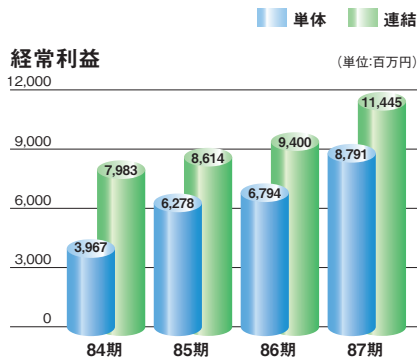
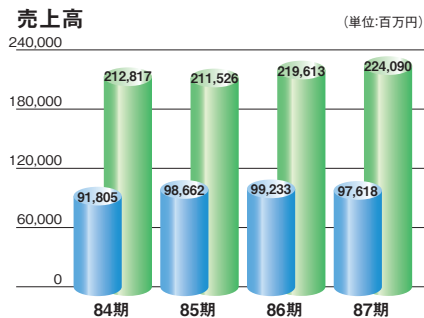
当期の資金は、設備の新設、更新及び長期借入金の返済資金等に充当するため、長期借入金で6,064百万円を調達しました。なお、長期借入金8,173百万円を返済しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第84期 2023年3月期	第85期 2024年3月期	第86期 2025年3月期	第87期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売 上 高 (百万円)	212,817	211,526	219,613	224,090
経 常 利 益 (百万円)	7,983	8,614	9,400	11,445
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,251	5,308	6,508	7,361
1株当たり当期純利益 (円)	319.71	322.99	395.46	446.46
総 資 産 (百万円)	195,378	213,366	206,825	223,835
純 資 産 (百万円)	80,707	89,203	93,371	102,966

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

財務ハイライト (ご参考)



(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気の緩やかな回復を支えることが期待されます。ただし、中東情勢の影響や、金融資本市場の変動、米国の通商政策をめぐる動向など、景気を下押しするリスクに注意する必要があります。

このような状況下、当社グループは第三次中期経営計画の初年度をむかえ、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

段ボールにおいては、引き続き利益率を重視したセールス活動を継続してまいります。また、成長が期待される海外事業に一層注力してまいります。(株)トーモクは、世界包装機構 (World Packaging Organisation) 主催の「ワールドスター賞 2026」で国内企業として最多となる6作品の受賞を果たしました。今後とも高品質・高付加価値製品の供給体制を、開発・製造・販売一体で強化してまいります。

住宅においては、建築費等の上昇により、引き続き厳しい事業環境が継続することが予想されます。(株)スウェーデンハウスは、2026年4月1日に(株)北洋交易のホームデザイン事業を統合しました。また、オリジナル商品・北欧デザイン、ならびにメンテナンス・リフォーム提案がワンストップで提供可能となる新設拠点「NORDIC DESIGN CENTER (NDC)」を東京有明に開設しました。前年の(株)スウェーデンハウスリフォーム吸収合併に続き、新築・内装・リフォームを総合提案できる体制を整え、ブランド価値と顧客満足度の向上を図ってまいります。

運輸倉庫においては、国内貨物輸送量は引き続き減少が予想されるのに加え、原油価格の動向、2024年問題、及び改正物流効率化法への対応が求められます。このような状況の下、当社グループの強みである飲料分野への深耕や、物流コストの適正化交渉を進めるとともに、自車両の増加、倉庫拠点の新設及び配置見直しを行います。協力会社との連携強化により、輸送力の確保と物流品質の向上を図り、事業基盤の安定に注力してまいります。また、昨年買収した(株)フジショウは岡山県に位置し九州、大阪間の中間地点としての役割を担い、今後、2024年問題の解決策としての中継輸送の要として機能させてまいります。また、新たな取扱品目として農機具部品、機械部品の取扱拡大を進めてまいります。

2027年3月期の連結業績の見通しは、売上高220,500百万円（前期比1.6%減）、営業利益12,700百万円（同11.6%増）、経常利益11,900百万円（同4.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8,100百万円（同10.0%増）を予定しております。運輸倉庫事業で子会社株式を売却した影響額は売上高で14,000百万円程度ですが、各段階利益に対する影響額は軽微であります。また、ホルムズ海峡封鎖による原油、ナフサ、軽油などエネルギーと石油化学原料の価格上昇等による影響については現時点で合理的な算定が困難のため影響額は含んでおりません。今後も動向を注視し、業績に与える影響を最小化すべく、必要な対策を迅速に講じてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解をいただき、より一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社トーシンパッケージ	百万円 80	100.00%	段ボール製品製造販売
仙台紙器工業株式会社	90	100.00	段ボール製品製造販売
株式会社ワコー	10	100.00	段ボール製品製造販売
タイヨー株式会社	60	100.00	段ボール製品製造販売
大一コンテナ株式会社	125	70.00	段ボール製品製造販売
株式会社十勝パッケージ	10	70.00	段ボール製品製造販売
日栄紙工株式会社	20	75.00	段ボール製品製造販売
遠州紙工業株式会社	20	100.00	紙器・段ボール製品製造販売
サウスランドボックス社	千米ドル 5,000	100.00	段ボール製品製造販売
トーマクベトナム社	億ベトナムドン 2,008	100.00	段ボール製品製造販売
株式会社スウェーデンハウス	百万円 400	100.00	輸入住宅設計、施工、販売
株式会社玉善	95	100.00	住宅設計、施工、販売
株式会社プライムトラス	280	※100.00	住宅部材等製造販売
トーマクヒューズ A B	千スウェーデンクローネ 32,000	※100.00	住宅部材製造販売
株式会社北洋交易	百万円 30	※100.00	輸入住宅部材卸売、ゴルフ場の経営
株式会社ホクヨー	50	100.00	包装資材売買、保険代理店業
株式会社トーウン	574	100.00	運送及び倉庫業
株式会社関東トーウン	20	※100.00	運送業
株式会社伊藤園ロジテム	100	※66.00	運送及び倉庫業
宝樹運輸株式会社	9.5	※100.00	運送業

(注) 1. ※印の出資比率は間接保有を含んでおります。

2. 株式会社スウェーデンハウスは2025年7月1日付で株式会社スウェーデンハウスリフォームを吸収合併しました。

3. 2026年4月1日付で当社グループは、株式会社伊藤園ロジテムの全株式を売却しました。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	事業内容
段ボール	段ボールシート、段ボールケース及び印刷紙器の製造・販売
住宅	スウェーデン製輸入住宅部材の製造・販売 戸建て住宅の設計・施工・監理・販売 住宅のリフォーム
運輸倉庫	貨物運送事業及び倉庫事業

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都千代田区	
	工 場	館林(群馬県館林市) 岩槻(埼玉県さいたま市) 厚木(神奈川県厚木市) 長野(長野県茅野市) 札幌(北海道小樽市) 大阪(大阪府門真市) 神戸(兵庫県神戸市) 小牧(愛知県小牧市) 九州(佐賀県基山町) 清水(静岡県静岡市) 浜松(静岡県浜松市) 青森(青森県青森市) 新潟(新潟県聖籠町) 山形(山形県山形市) 仙台(宮城県岩沼市) 千葉紙器(千葉県長南町) トモプレスト(群馬県明和町)	
株式会社 スウェーデンハウス	本 社	東京都世田谷区	
	支 社	北海道(北海道札幌市) 東北(宮城県仙台市) 北関東(埼玉県さいたま市) 千葉(千葉県船橋市) 東京(東京都武蔵野市) 横浜(神奈川県横浜市) 名古屋(愛知県名古屋市) 関西(兵庫県神戸市) 九州(福岡県福岡市)	
	住 宅 展 示 場	北海道地区(10ヵ所) 東北地区(2ヵ所) 関東地区(27ヵ所) 名古屋地区(6ヵ所) 関西地区(5ヵ所) 中国地区(2ヵ所) 九州地区(4ヵ所)	

株式会社トーウン	本 社	埼玉県さいたま市
	事 業 所	北海道(北海道小樽市) 東北(宮城県多賀城市) 北関東第一(埼玉県羽生市) 北関東第二(群馬県明和町) 北関東第三(群馬県千代田町) 北関東第四(埼玉県さいたま市) 南関東(神奈川県厚木市) 中部(岐阜県瑞穂市) 西日本(大阪府吹田市)
株式会社ホクヨー	本 社	東京都千代田区
株式会社玉善	本 社	愛知県名古屋
	支 店	愛知県豊橋市
株式会社北洋交易	本 社	北海道札幌市
	支 店	神奈川県川崎市
株式会社 トーシンパッケージ	本 社	埼玉県加須市
	工 場	本社(埼玉県加須市) 大利根(埼玉県加須市)
サウランドボックス社	本社・工場	米国カリフォルニア州L.A.地区
トーモクヒューズAB	本社・工場	スウェーデン国インシヨン
トーモクベトナム社	本社・工場	ベトナム国ビンズン省

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使用人数	前期末比
段 ボ ー ル	1,802 ^名	83名増
住 宅	1,136	25名減
運 輸 倉 庫	995	76名増
全 社(共通)	32	1名増
合 計	3,965	135名増

(注) 上記のほか臨時社員609名(年間の平均人員)を雇用しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,157 ^名	16 ^名 減	39.7 ^歳	14.4 ^年

(注) 上記のほか臨時社員154名(年間の平均人員)を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	8,396 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	6,561
三井住友信託銀行株式会社	4,028
株式会社三井住友銀行	2,600
農林中央金庫	2,134
株式会社静岡銀行	1,994
株式会社北洋銀行	1,700
日本生命保険相互会社	1,000
株式会社北海道銀行	900
みずほ信託銀行株式会社	328

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金(40,177百万円)は含まれておりません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

・当社グループのサーバーへの不正アクセスによるシステム障害について
2025年5月3日、当社グループの一部サーバーが、ランサムウェア攻撃により
暗号化される不正アクセス被害を受けました。

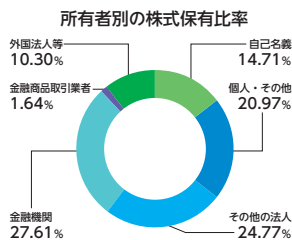
本事案については、外部専門家および警察と連携し、調査および対応を行い、システムの復旧は完了しております。

また、個人情報の漏えいのおそれに関して、個人情報保護委員会への報告および対応を行い、これらの手続きも完了しております。

当社グループは、引き続き情報セキュリティの強化に取り組んでまいります。

2 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,341,568株
 (3) 株主数 8,927名
 (4) 大株主



株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,615 千株	9.79 %
丸紅株式会社	923	5.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	864	5.24
日本製紙株式会社	719	4.35
ホッカンホールディングス株式会社	604	3.66
トモク社員持株会	540	3.27
特種東海製紙株式会社	540	3.27
株式会社みずほ銀行	388	2.35
日本生命保険相互会社	388	2.35
三菱UFJ信託銀行株式会社	329	1.99

- (注) 1. 当社は、自己株式2,845千株を保有しておりますが、上記から除いております。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付を受けた者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	18,000株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告4. 会社役員に関する事項の「(2)取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	中橋光男	
代表取締役副社長執行役員	廣瀬正二	(株)トーウン代表取締役社長執行役員
取締役専務執行役員	有賀毅	安全推進・品質保証本部長 (株)ホクヨー代表取締役社長
取締役専務執行役員	深澤輝隆	営業本部長兼東京営業部兼開発営業部統括
取締役専務執行役員	山口禎人	管理本部長
取締役常務執行役員	藤山一穂	管理副本部長兼社長室長
取締役	下中美都	(株)平凡社代表取締役会長 ダイニック(株)社外取締役
取締役	小林哲也	
取締役	小柳恒志	三井住友トラスト不動産投資顧問(株)常任監査役
常勤監査役	辻野夏樹	
監査役	八木茂樹	公認会計士
監査役	北出加代子	弁護士
監査役	篠木良枝	公認会計士

- (注) 1. 取締役下中美都氏、小林哲也氏及び小柳恒志氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役八木茂樹氏、北出加代子氏及び篠木良枝氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役下中美都氏、小林哲也氏、小柳恒志氏並びに社外監査役八木茂樹氏、北出加代子氏、篠木良枝氏の6氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役八木茂樹氏、篠木良枝氏の両氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 事業年度中に退任した取締役は以下のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
永易俊彦	2025年6月24日	任期満了	取締役

6. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は以下のとおりです。

氏名	新	旧	異動年月日
廣瀬 正二	代表取締役副社長執行役員 (株)トーウン代表取締役社長 執行役員	代表取締役副社長執行役員 生産本部管掌	2025年6月24日
有賀 毅	取締役専務執行役員 安全推進・品質保証本部長 (株)ホクヨー代表取締役社長	取締役専務執行役員 安全推進・品質保証本部長	2025年6月24日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	定額報酬	役員賞与	非金銭報酬等	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	10 名 (4)	193 百万円 (15)	79 百万円 (5)	48 百万円	321 百万円 (20)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	33 (15)	9 (5)	—	42 (20)
合 計	14	226	89	48	364

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
2. 2008年6月27日開催の第69回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額360百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。)と決議し、監査役の報酬限度額は、年額60百万円以内と決議しております。なお、同総会において役員退職慰労金制度は廃止を決議しております。同総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は0名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月23日開催の第83回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内、株式数の上限を年40千株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、6名であります。
3. 取締役の個人別報酬(業績連動金銭報酬)については、「(3)報酬等の決定に関する方針」に基づき経常利益(連結11,445百万円/単体8,791百万円)をベースとしております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「(3)報酬等の決定に関する方針」のとおりであります。
5. 上記支給人員には、2025年6月24日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬に関する基本方針は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう金銭報酬の定額報酬及び半年度の業績等に応じて支給する業績連動報酬としての役員賞与並びに非金銭報酬の株式報酬で構成し、各取締役の役位、役割並びに当社業績に応じて適正な水準で支給することとしています。

取締役の定額報酬の算定方法及び決定手続きについては、取締役の役位、役割等に応じて基準を定めたガイドラインにより算定し、報酬の決定に関する客観性及び透明性を確保するために、社外取締役を委員長とする報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決議します。

取締役の業績連動報酬については、財務指標に加えて長期的な視野で当社グループが取組みを強化してきた非財務指標のESGの具体的な課題としてのSDGsの達成度にも応じて報酬額を調整する方法に変更し、その算定方法とその結果については報酬委員会に諮り、取締役会で決議します。

また、取締役の株式報酬については、業務執行体制の充実をはかり取締役会の監督機能を強化するなかで、中長期的に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、社外取締役を除く取締役に対し非金銭報酬の株式報酬として役位、役割に応じた予め決められた割当限度内で譲渡制限付株式を割り当てることとします。割り当てられる個人別株式数については報酬委員会に諮り、取締役会で決議します。割り当てられた譲渡制限付株式は、原則と

して役員退任時に取締役会の決議により譲渡制限を解除することとします。

また、当事業年度に係る取締役会の報酬等について、取締役会で決議された報酬等の決定方針と整合していることや、当該方針に沿うものであることを取締役会で確認しております。

監査役の報酬は、各監査役の職務の対価として適正な水準で支給することを基本方針としています。監査役報酬は、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で監査役の協議により決定しています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下中美都氏は、(株)平凡社の代表取締役会長であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下中美都氏は、ダイニック(株)の社外取締役であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

取締役小柳恒志氏は、三井住友トラスト不動産投資顧問(株)常任監査役であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

<取締役会への出席、発言の状況、並びに期待される役割に関して行った職務の概要>

取締役下中美都氏は、当事業年度において開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。同氏は多面的な視点や、会社経営の実務経験を活かし、取締役会において自身の経験・知見に基づく有益な発言を行っております。また指名委員会、報酬委員会の委員長として、取締役・執行役員の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

取締役小林哲也氏は、当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。同氏はグローバルな知見と豊富な経験、幅広い見識に基づき、取締役会において多面的な視点から有益な発言を行っております。また指名委員会、報酬委員会の委員として、取締役・執行役員の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

取締役小柳恒志氏は、2025年6月24日取締役就任後、当事業年度において取締役会9回のうち9回に出席しました。同氏は金融機関の経験を通じて培った実務及び経営における豊富な経験、高い知識から幅広い見識を有しており、取締役会議長として重要な役割を果たしております。また、取締役会においても経営施策の策定や推進に積極的な意見や適切な発言を行っております。なお、指名委員会、報酬委員会の委員として、取締役・執行役員の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

<取締役会及び監査役会への出席並びに発言の状況>

監査役八木茂樹氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち

13回に出席し、監査役会8回のうち8回に出席しました。

監査役北出加代子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会8回のうち8回に出席しました。

監査役篠木良枝氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会8回のうち8回に出席しました。

八木茂樹氏及び篠木良枝氏の両氏は公認会計士、北出加代子氏は弁護士としてそれぞれ専門の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会でも同様に専門の見地から、積極的に意見を述べております。

八木茂樹氏は指名委員会の委員として、北出加代子氏は報酬委員会の委員として、それぞれ取締役・執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

また上記各氏は取締役会においてグループ全体のコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底・定着について発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第25条及び第35条の規定に基づき、会社法第427条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を下中美都氏、小林哲也氏、小柳恒志氏、八木茂樹氏、北出加代子氏、篠木良枝氏の6氏と締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約概要は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社取締役、監査役、執行役員

② 保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額を当社が負担しており、被保険者は保険料を負担していません。

ロ. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

ハ. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画・監査実績・監査時間及び報酬額等の推移を確認すると同時に、当該事業年度の会計監査人の監査計画・内容、監査時間・報酬額見積りの妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 重要な子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合等、その必要性があると判断した場合は、監査役会の決議により取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

〔業務の適正を確保するための体制の概要〕

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全という内部統制の目的を達成するために内部統制事務局を設置しております。
- ② 内部統制事務局は、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合して執行されるよう、経営理念・行動基準や各種規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行っております。
- ③ 内部監査部門は、内部統制監査やコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、社長及び監査役に報告しております。
- ④ 法務・コンプライアンス室は、使用人等が内部通報を行う場合の窓口をしております。また当社の指定する社外弁護士をその外部通報窓口としております。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針に関連規程等を整備し、社内・子会社に周知するとともに、反社会的勢力に対し毅然とした姿勢を貫き、組織的に対応しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の決裁や内部統制の整備・運用に係る職務執行に関する情報を文書等に記録・保存し、取締役及び監査役が必要に応じてこれを閲覧できるよう整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の責任者である社長は、『リスク管理規程』に基づき、内部統制事務局やその他の関連部署に指示し、子会社を含めた企業集団のリスクを統括・管理し、財務や情報セキュリティ、コンプライアンス、品質、環境、自然災害等の各種リスクについて識別・評価し、回避・低減等の必要な対策を実施するほか、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、『決裁規程』『組織規程』や『業務分掌規程』等の整備・見直しを進め取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談の円滑化を推進しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社取締役等の当社への報告体制

当社は、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、子会社から定期的に報告を求めています。

子会社の業務を担当する取締役及び部長・工場長は、その業務について、十分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜、社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行っております。

② 子会社取締役の効率的な業務執行体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を勘案し、子会社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種会議を通して、企業集団として業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築しております。

③ 子会社取締役及び使用人の業務が法令等に適合することを確保するための体制

当社は、監査や会議・通達等を通じて子会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築しております。

(6) 監査役の監査が効率的に行われるための体制

① 補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役会と協議のうえ、専任の使用人を配置します。

当該使用人は、当該業務従事期間中、監査役の指揮・命令に従うとともに、その人事評価・異動・処遇については、監査役と取締役の協議により決定します。

② 監査役への報告体制

内部統制事務局や監査部は、内部統制の整備・運用状況や内部監査結果等について、定期的もしくは必要に応じて監査役に報告しております。

使用人並びに子会社の取締役・使用人は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合、当社監査役に報告することができます。

当社は、監査役へ報告をした使用人又は子会社の取締役・使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、規程等を整備しております。

③ その他監査役監査が効率的に行われるための体制

監査役は、取締役会以外にも取締役と執行役員により構成される執行役員会に出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取しております。

社長と監査役との意見交換や報告の場を定期的もしくは随時設けるとともに、監査役と子会社監査役や子会社監査部長等との定例会議を設置し、グループ全体としての横断的な監査体制を構築しております。

④ 監査費用等

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理します。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 内部統制

内部監査を実施する監査部と法務・コンプライアンス室は、年間の監査計画に基づいて当社各部門に対して監査を実施し、その結果を社長及び常勤監査役、内部統制事務局に報告しております。

財務報告に係る内部統制については、『内部統制規程』に従って、当社並びにグループ会社の整備・運用状況を評価しております。

(2) コンプライアンス体制

新たに入社した社員、中堅社員、新任管理職に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、『トーモクグループの行動基準』、『コンプライアンス規程』の周知・徹底を図っております。

法務・コンプライアンス室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況を監査するとともに、業務が適正かつ効率的に運営されているか、経営方針の浸透が図られているかなどを確認し、適宜改善措置を行っております。

(3) リスク管理体制

リスク管理については、当社グループに重大な影響を与えるリスクの選定と損失の回避・低減等を図る対策を実施することとしております。

当事業年度においては、大規模な事故・災害・不祥事は発生しておりません。

(4) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は13回開催され、『決裁規程』、『取締役会規則』に定める重要事項の決定及び取締役の職務執行の報告等を行っております。取締役会には監査役が出席し、議案の審議及び意思決定の状況を確認しております。また、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談も円滑に進めております。

(5) グループ会社の管理

グループ会社の運営については、『関連会社管理規程』等に基づき、子会社の業務執行に関する必要な決裁を受けております。

当事業年度において、グループ会議を4回開催しております。また、子会社の業績・財務状況・その他経営上の重要事項については子会社から定期的に報告を受けております。

(6) 監査役の職務の執行

監査役は取締役会の他、取締役と執行役員で構成する執行役員会へ出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取するとともに取締役・執行役員の業務執行の適正性について確認しております。

当事業年度において、監査役会は8回開催されました。また、監査役は社長連絡会、グループ監査役連絡会、グループ監査部長等との連絡会、会計監査人とのコミュニケーション、内部監査部門との情報交換の場を設ける等、グループ全体としての横断的な監査を実施しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

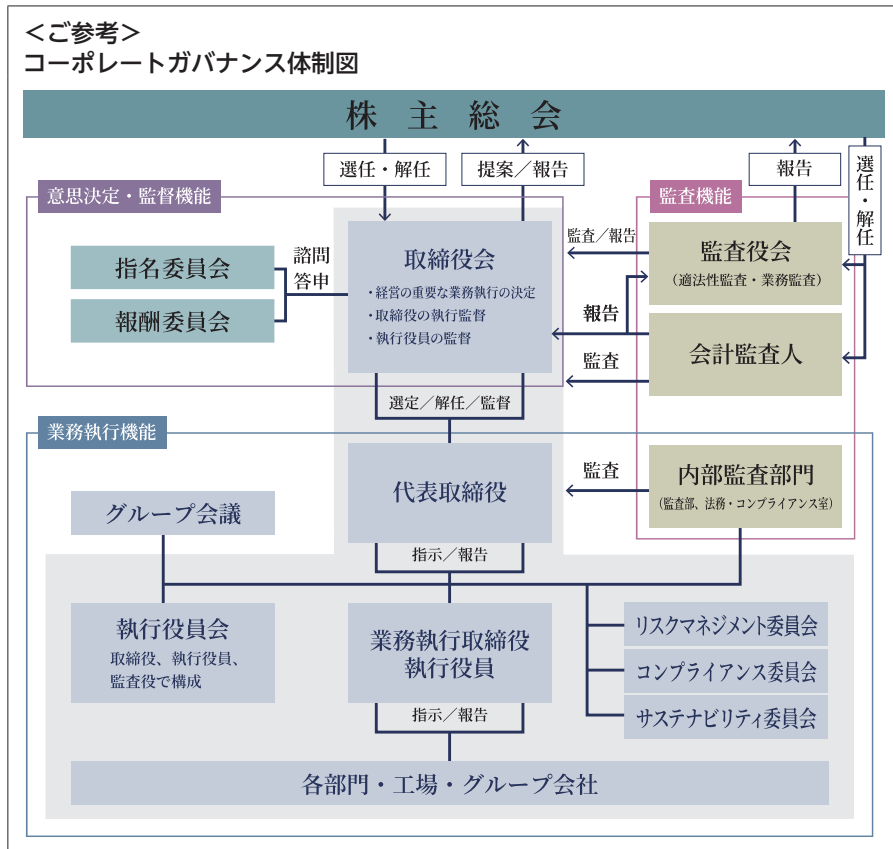
当社の剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定した配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当は、企業価値の最大化に向けた投資等長期的な視点で内部留保を充実させるとともに株主の皆様へ配当を長期的に確保し、両者をバランスよく配分することであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しております。配当については中長期的な利益成長に合わせて増配していく累進配当とし、配当性向 30%程度を目標に株主利益の充実と資本効率の向上を目指しております。

当期の剰余金の期末配当金につきましては、取締役会決議により1株につき65円とさせていただきます。2025年12月4日に実施済みの中間配当金1株につき65円と合わせまして、年間配当金は1株当たり130円となります。

<ご参考>

コーポレートガバナンス体制図



<備考>

事業報告は次により記載しております。

- (1) 記載金額は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。
- (3) 重要な親会社及び子会社の状況の出資比率は小数点第3位を、前期比増減率、平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を、臨時社員年間の平均人員は小数点第1位をそれぞれ四捨五入により表示しております。
- (4) 1株当たりの当期純利益及び株式に関する事項の出資比率は、小数点第3位を切り捨てにより表示しております。

メ モ

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度		前連結会計年度(参考)		区 分	当連結会計年度		前連結会計年度(参考)	
	(2026年 3月31日現在)	(2025年 3月31日現在)	(2025年 3月31日現在)	(2024年 3月31日現在)		(2026年 3月31日現在)	(2025年 3月31日現在)	(2025年 3月31日現在)	(2024年 3月31日現在)
(資産の部)	223,835	206,825			(負債の部)	120,868	113,453		
流動資産	96,451	89,483			流動負債	65,737	53,497		
現金及び預金	23,959	21,002			支払手形及び買掛金	24,486	22,223		
受取手形、売掛金及び契約資産	27,934	29,168			短期借入金	12,823	10,096		
電子記録債権	10,641	9,302			1年以内返済長期借入金	13,228	7,239		
棚卸資産	25,127	23,161			未払法人税等	2,366	1,564		
その他	8,836	6,857			賞与引当金	2,245	2,148		
貸倒引当金	△ 47	△ 8			役員賞与引当金	129	126		
					完成工事補償引当金	182	185		
					その他	10,275	9,913		
固定資産	127,383	117,341			固定負債	55,131	59,955		
有形固定資産	99,125	95,405			長期借入金	44,161	50,328		
建物及び構築物	37,580	34,967			繰延税金負債	6,202	4,415		
機械装置及び運搬具	21,511	18,643			退職給付に係る負債	2,684	2,984		
土地	37,303	37,052			その他	2,083	2,226		
建設仮勘定	270	2,163							
その他	2,460	2,578			(純資産の部)	102,966	93,371		
無形固定資産	364	718			株主資本	90,585	85,119		
投資その他の資産	27,893	21,217			資本金	13,669	13,669		
投資有価証券	15,178	11,012			資本剰余金	11,128	11,086		
長期貸付金	382	2			利益剰余金	69,891	64,509		
繰延税金資産	1,406	1,471			自己株式	△ 4,104	△ 4,146		
退職給付に係る資産	7,708	5,546			その他の包括利益累計額	11,561	7,614		
その他	3,380	3,297			その他有価証券評価差額金	5,156	3,365		
貸倒引当金	△ 162	△ 112			為替換算調整勘定	2,454	1,796		
					退職給付に係る調整累計額	3,949	2,453		
資産合計	223,835	206,825			非支配株主持分	819	637		
					負債純資産合計	223,835	206,825		

連結損益計算書

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売 上 高	224,090	219,613
売 上 原 価	183,492	182,670
売 上 総 利 益	40,597	36,942
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	29,218	27,582
営 業 利 益	11,378	9,360
営 業 外 収 益	1,255	955
受 取 利 息 及 び 配 当 金	326	308
雑 収 入	929	647
営 業 外 費 用	1,189	914
支 払 利 息	853	546
雑 損 失	335	368
経 常 利 益	11,445	9,400
特 別 利 益	190	484
固 定 資 産 売 却 益	190	—
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	260
保 険 差 益	—	224
特 別 損 失	415	368
固 定 資 産 処 分 損	216	52
減 損 損 失	198	7
固 定 資 産 圧 縮 損	—	224
子 会 社 株 式 評 価 損	—	84
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	11,220	9,516
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,520	2,744
法 人 税 等 調 整 額	230	195
当 期 純 利 益	7,470	6,576
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	109	67
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	7,361	6,508

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
2025年4月1日 残高	13,669	11,086	64,509	△ 4,146	85,119
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,977		△ 1,977
親会社株主に帰属する当期純利益			7,361		7,361
自己株式の取得				△ 3	△ 3
譲渡制限付株式報酬		42		45	87
連結範囲の変動			△ 1		△ 1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	42	5,381	41	5,465
2026年3月31日 残高	13,669	11,128	69,891	△ 4,104	90,585

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2025年4月1日 残高	3,365	1,796	2,453	7,614	637	93,371
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 1,977
親会社株主に帰属する当期純利益						7,361
自己株式の取得						△ 3
譲渡制限付株式報酬						87
連結範囲の変動						△ 1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,791	658	1,496	3,946	182	4,128
連結会計年度中の変動額合計	1,791	658	1,496	3,946	182	9,594
2026年3月31日 残高	5,156	2,454	3,949	11,561	819	102,966

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当 期	前期(ご参考)	区 分	当 期	前期(ご参考)
	(2026年 3月31日現在)	(2025年 3月31日現在)		(2026年 3月31日現在)	(2025年 3月31日現在)
(資産の部)	153,924	146,159	(負債の部)	82,013	80,351
流動資産	62,160	58,460	流動負債	39,542	31,996
現金及び預金	9,490	8,468	買掛金	15,119	13,818
受取手形	361	1,660	短期借入金	7,704	5,961
売掛金	18,456	18,778	1年以内返済長期借入金	9,847	5,535
電子記録債権	10,288	8,809	未払金	1,634	1,613
リース債権	406	577	未払費用	1,729	1,706
商品及び製品	586	560	未払法人税等	1,767	1,141
半製品及び仕掛品	88	84	賞与引当金	985	902
原材料及び貯蔵品	1,671	1,773	役員賞与引当金	89	82
短期貸付金	13,034	11,373	その他	664	1,235
未収入金	7,563	6,272	固定負債	42,471	48,354
その他	217	106	長期借入金	39,330	45,977
貸倒引当金	△ 5	△ 5	繰延税金負債	3,102	2,338
固定資産	91,764	87,699	その他	38	38
有形固定資産	42,100	44,163	(純資産の部)	71,911	65,808
建物	13,883	14,477	株主資本	66,920	62,571
構築物	348	396	資本金	13,669	13,669
機械及び装置	9,060	9,300	資本剰余金	11,260	11,218
車両及び運搬具	88	52	資本準備金	11,138	11,138
工具器具及び備品	1,058	1,039	その他資本剰余金	122	80
土地	17,660	18,844	利益剰余金	46,138	41,873
建設仮勘定	0	50	利益準備金	1,364	1,364
無形固定資産	29	32	その他利益剰余金	44,773	40,508
投資その他の資産	49,634	43,503	固定資産圧縮積立金	1,931	1,982
投資有価証券	10,202	7,635	繰越利益剰余金	42,841	38,525
関係会社株式	13,252	13,160	自己株式	△ 4,148	△ 4,190
長期貸付金	22,851	19,335	評価・換算差額等	4,991	3,236
破産更生債権等	16	16	その他有価証券評価差額金	4,991	3,236
差入保証金	326	329			
前払年金費用	2,206	1,982			
その他	965	1,120			
貸倒引当金	△ 186	△ 77			
資産合計	153,924	146,159	負債純資産合計	153,924	146,159

損益計算書

(単位：百万円)

区 分	当 期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	前 期 (ご参考) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売 上 高	97,618	99,233
売 上 原 価	78,388	82,239
売 上 総 利 益	19,230	16,994
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,804	11,499
営 業 利 益	7,425	5,494
営 業 外 収 益	2,356	2,046
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,775	1,524
雑 収 入	581	521
営 業 外 費 用	991	746
支 払 利 息	610	359
雑 損 失	380	387
経 常 利 益	8,791	6,794
特 別 利 益	169	183
固 定 資 産 売 却 益	169	-
投 資 有 価 証 券 売 却 益	-	183
特 別 損 失	170	134
固 定 資 産 処 分 損	170	43
子 会 社 株 式 評 価 損	-	84
減 損 損 失	-	7
税 引 前 当 期 純 利 益	8,789	6,843
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,580	1,840
法 人 税 等 調 整 額	△ 32	109
当 期 純 利 益	6,242	4,894

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
2025年4月1日 残高	13,669	11,138	80	11,218	1,364	1,982	38,525	41,873
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 51	51	-
剰余金の配当							△ 1,977	△ 1,977
当期純利益							6,242	6,242
自己株式の取得								
譲渡制限付株式報酬			42	42				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	42	42	-	△ 51	4,315	4,264
2026年3月31日 残高	13,669	11,138	122	11,260	1,364	1,931	42,841	46,138

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日 残高	△ 4,190	62,571	3,236	3,236	65,808
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△ 1,977			△ 1,977
当期純利益		6,242			6,242
自己株式の取得	△ 3	△ 3			△ 3
譲渡制限付株式報酬	45	87			87
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,754	1,754	1,754
事業年度中の変動額合計	41	4,348	1,754	1,754	6,103
2026年3月31日 残高	△ 4,148	66,920	4,991	4,991	71,911

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社トーモク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 本多茂幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齊藤寛幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーモクの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーモク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社トーモク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 寛 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーモクの2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社トーマク 監査役会

常勤監査役 辻 野 夏 樹

社外監査役 八 木 茂 樹

社外監査役 北 出 加代子

社外監査役 篠 木 良 枝

以上

トーモクネットワーク



<国内>

- 本社(東京) ① 札幌工場 ② 青森工場 ③ 山形工場 ④ 新潟工場 ⑤ 仙台工場
- ⑥ 若槻工場・中央研究所 ⑦ 館林工場 ⑧ トモプレスト工場 ⑨ 長野工場 ⑩ 千葉紙器工場
- ⑪ 厚木工場 ⑫ 清水工場 ⑬ 浜松工場 ⑭ 小牧工場 ⑮ 大阪工場
- ⑯ 神戸工場 ⑰ 九州工場

<海外>

- ⑱ サウスランドボックス社 ⑲ トーモクヒュースAB ⑳ トーモクベトナム社

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日 その他必要ある場合はあらかじめ公告します。
配当金支払株主 確定日	期末配当金につきましては3月31日、中間配当金の 支払いを行う場合は9月30日とします。
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所、札幌証券取引所
公告の方法	当社ホームページに掲載します。 https://www.tomoku.co.jp/ 但し事故その他やむを得ない事由によりホーム ページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載 します。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払します。

株式会社 トーモク

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 (丸の内三井ビル)

TEL. (03) 3213-6811 <https://www.tomoku.co.jp/>

